

農業インターンシップ体験生を
受け入れる農業法人等の皆様へ

農業インターンシップ体験受入に際しての留意点

1. 目的

農業インターンシップは、学生は在学中に、社会人は求職中、休暇中等に、「自らの専攻・将来の仕事」に関連したインターンシップ体験(就業体験)を行うことにより、農業経験に乏しい就農希望者が、自らの農業適性を確認し、農業法人等への就業後、農業知識や経験の不足等による早期離職等のミスマッチを防ぐことを目的に行う事業です。これは、長期間で就農を意識して技術やノウハウの習得を目指す“研修”とは異なります。また、報酬を目的とする“アルバイト”とも異なります。

公益社団法人日本農業法人協会(以下「当協会」)では、農林水産省の補助(新規就農者育成総合対策・農業人材確保推進事業のうち農業インターンシップ支援事業)により本事業を実施し、これまでに多くの学生や社会人が、農業法人等でインターンシップを行っています。

2. メリット

体験受入先が次のメリットを最大限活かし、新規就農の促進・定着を図ることが本事業のねらいです。

体験受入先

- ◇企業の PR になる
- ◇人材確保のきっかけになる
- ◇外部からの率直な意見を聞くことで、新たな視点が生まれる
- ◇既存社員への刺激になり、職場の活性化につながる
- ◇農業の理解者の増加につながる

体験者

- ◇実体験を通じた農業理解や知見を深めることができる
- ◇自身の職業適性が見極めができる
- ◇就職のきっかけになる
- ◇事前体験をすることで就業前の不安を解消し、就職後のミスマッチを防ぐ

3. 実施について

受入れ実施にあたっては「令和5年度農業インターンシップ事業実施要領」に従い実施をお願いします。

4. 農業インターンシップ受入の流れ、体験受入法人等の皆様をお願いしたいこと

STEP1 申込み～体験前

①受入の依頼

当協会は体験希望者からの申込みを受付け後、第1希望の受入先から順に受入依頼を行います。申込書をご確認いただき、必要があれば、希望者に電話等により面接をしていただいた上で受入を決めていただくことも可能です。

②受入の決定及び受入承諾書・誓約書の提出

受入の可否を決定したら、所定の方法にて、指定期日までに当協会にご連絡ください。受入可能な場合は併せて受入承諾書・誓約書をご提出ください。

③体験者との打合せ、指示

体験の期日までに希望者と連絡を取り合い(通常の場合は、体験者から連絡をさせます)、持ち物、集合時間や、体験の注意事項などの指示をお願いします。農業の経験がない人が多いことがか

ら、作業に必要な服装、宿泊時の備品状況や、現地の気候等を細かく指示してください。（「Tシャツ等を多めに用意する」、「雨具は、こういうのが動きやすい」、「長靴は必ず必要」など。）

※体験者と連絡を取り合う際、食事提供の方法や宿泊施設の設備・備品等について必ず希望者に説明してください。あくまでも農業体験がメインなので、特別な歓待や立派な住空間を提供する必要はありませんが、事前に説明・確認をしておくことで、トラブル防止につながります。特に、自炊の場合の食費・食材補助について、冷暖房設備・洗濯機・電子レンジの有無、お風呂・トイレの状況、室内飼いのペットがいるか等については、事前に必ず伝えてください。

※体験期間の変更（中止、延期、期間の短縮または延長）があった場合は、変更が決まった時点で速やかに事務局へ連絡してください。

STEP2 体験期間中

①体験者へのガイダンスの実施

体験開始時に「体験受入ルールブック」に基づき、作業内容（単純作業のみは不可）や宿舎使用のルール、食事（食費）の提供方法、ハラスメントの禁止や職場内のルール、感染症予防対策等について体験者に必ず説明をしてください。また、決して単純労務提供者として扱うことのないようにしてください。お客様扱いする必要はありませんが、取り組む仕事の意味や全体の流れなどを事前に説明していただき、体験者に単純労務提供者として扱われているという誤解を与えないようご配慮ください。農業を初めて経験される方も多いため、思い込みや誤解などがないように備えることでトラブル防止に役立ちます。

②受入の費用負担

体験者の宿泊・食事は体験受入先の負担です。宿泊施設がなく、近隣のホテル等を利用する場合の宿泊費や、食事提供でない場合の食費（自炊の場合の材料費等）は受入先が負担してください。その場合の金額や支払方法等はあらかじめ決め、受入登録票に記入してください。通いで行う場合は、昼食（食費）を支給してください。

③インターンシップ中の就業規則・就業時間

インターンシップは労働ではありませんが、原則として、受入先の従業員の方と同じ就業規則に基づいて体験を行い、1日の体験時間は8時間、1週間で40時間を超えないよう休日等を設けてください。

④体験者の傷害保険・賠償責任保険

体験者は指定の傷害保険・賠償責任保険に加入します（手続きは当協会で行います）が、決して体験者が一人で危険を伴う作業や機械の操作、運転等をすることがないよう、事故防止にご配慮ください。実際に事故があった場合→6. 参照

⑤その他

○農作業以外の、経営者や従業員とのコミュニケーションも、今の日本の農業を支える人々の思いを知る貴重な体験となります。食事中や、一日の終わりなど、無理のない範囲で体験者とコミュニケーションを図っていただくようお願いいたします。

○体験者が指示に従わない、体験期間が終わっても帰宅しない等のトラブルがあった場合はすぐに当協会にご連絡ください。

○労働報酬としての金銭は渡さないでください。体験終了後のおみやげ等はお任せします。

○体験期間中に変更（中止、期間の短縮または延長）があった場合は、変更が決まった時点で速やかに事務局へ連絡してください。

STEP3 体験終了後

①実施状況報告書（受入先記入）の提出

体験が終了しましたら、当協会から「実施状況報告書兼助成金申請書」を送付します。報告書は、すべての項目に正確に記入いただき、体験終了後10日以内に提出ください。提出後、受入助

成金をお支払いします。ただし、体験中止等により体験期間が2日に満たない場合はお支払いできませんのでご了承下さい。

②体験報告書(体験者記入)について

体験者が記入する体験報告書は、体験終了後に本人から直接事務局に提出いただきます。受入先が体験者に代わり事務局へ送付することは認めますが、内容について指導することはお控えください。今後の受入れの参考等に必要があれば事務局からフィードバックさせていただきますのでお申し付けください。

【その他】 個人情報の保護について

インターンシップ体験希望者の申込書類には体験者の個人情報が含まれるため、漏洩等のないよう適切に管理し、体験終了後等利用する必要がなくなったときは、体験受入先で責任をもって消去する等の処分をお願いします。

5. 体験者とのトラブル防止について

当協会では、申込書の内容の記入が十分で、電話での確認の際等に不自然な点などがなければ、体験者の希望に基づき受入れを依頼します(第1希望の受入先が受入不可の場合は第2、第3希望の順に受入打診を行います)。体験者については書面と電話のみで判断するため、人柄や資質の判断が限定的とならざるを得ず、稀に体験期間中、または終了後に受入先とトラブルを起こすことがあります。

企業秘密を体験者に教えること、必要以上に内部事情を話すこと、単純労働提供者として扱われているといった誤解を与えることがないように十分にご留意ください。体験期間中であっても、体験者の行動や資質によっては、当協会と相談の上、体験を中止していただくことも可能です。トラブルが発生した場合、またはトラブルとなりそうな事態が起こった場合は、すぐに当協会にご連絡ください。

また、ハラスメントについては、被害を受けたと認識された時点でトラブルとして成立します(体験受入ルールブック参照)ので、経営者はもとより、従業員も含めて体験者とのコミュニケーション等に誤解を生じないように、言動に十分留意してください。相談窓口への通報、各種報告やアンケート等で、当協会が体験受入先による当事業のルール違反、またはその疑いを把握した場合は、事実関係を確認のうえ、その後の受入れ停止など必要な措置等を行います。

【ハラスメント等相談窓口】

(公社)日本農業法人協会 農業インターンシップ事務局

電話:03-6268-9500 メール:intern@hojin.or.jp (TEL 平日 9:00~17:00 メール 24 時間受付)

6. 事故・病気が起きた場合

1. まず地元の病院へ

* とくに学生は遠慮して、「大丈夫」と言い張る可能性があります。

冷静な視点で、病院へ行った方がいいと思われた場合は、連れていってください。

2. 診断書を必ずもらう

* 保険の申請のためだけでなく後にトラブルが起こらないように必ずもらってください。

3. 事務局と保護者等に連絡

お問い合わせ先(事務局) 公益社団法人日本農業法人協会
農業インターンシップ事務局(担当:名取・長谷川・西本)
〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル1階
TEL:03-6268-9500 / FAX:03-3237-6811 / E-mail:intern@hojin.or.jp